平成２１年（フ）第５４号
兵庫県丹波市青垣町山垣1422番地
破産者　足立　八郎
1　決定年月日　平成23年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
青森県南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富四番囲24番地４
破産者　天内　康弘
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第５４号
福島県西白河郡矢吹町井戸尻532番地２
破産者　鈴木　忠義
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
群馬県館林市日向町976番地、申立時の住所群馬県太田市金山町20番８号
破産者　大竹　健一
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第３号
千葉県香取郡多古町北中1161番地
破産者　原　　明美
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第３５号
千葉県千葉市緑区おゆみ野１丁目25―２　中通りＣ４棟423号、開始決定時の住所千葉県東金市田間443番地７　東金ハイツ301
破産者　中村　記久
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１９７号
千葉県山武市富田トの994番地１　ライフリッチ201
破産者　青地　　茂
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第８５号
新潟県上越市大字西吉尾31番地の１
破産者　樋口　輝雄
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１９３号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門5182番地１　奥野アパート２号
破産者　坂井　　薫
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９０３６号
大阪府東大阪市森河内西１丁目６番３号　プレミスト東大阪森河内221号室、開始決定時の住所大阪市東成区東中本２丁目４番23号
破産者　三津守　寛
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４５３号
大阪府守口市大久保町１丁目８番11号、開始決定時の住所大阪府門真市末広町37番23号末広コーポ２階205号室
破産者　上田　武雄
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４８４号
大阪市東淀川区大道南２―６―４　ピアチェーレＤＡＩＤＯ101、住民票上の住所大阪市東淀川区大道南１丁目15番14号
破産者　細谷　澄江
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７５９号
大阪府枚方市北中振１丁目１番31―508号
破産者　石橋　英代（旧姓丸井）
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２９３号
大阪府豊中市新千里東町２丁目７番Ｃ27―808号、住民票上の住所大阪府高槻市三箇牧２丁目11番１号
破産者　住創こと　山内　光男
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２４７号
堺市南区原山台３丁１番５―111号、開始決定時の住所堺市南区赤坂台２丁５番２―1304号
破産者　大西　幹雄
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２６１号
広島市西区三滝本町２丁目７番16―301号
破産者　江川　　哲
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９６号
徳島市沖浜１丁目12番地、旧住所徳島市川内町平石若宮113番地―201号
破産者　小山　　聡
1　決定年月日　平成23年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部